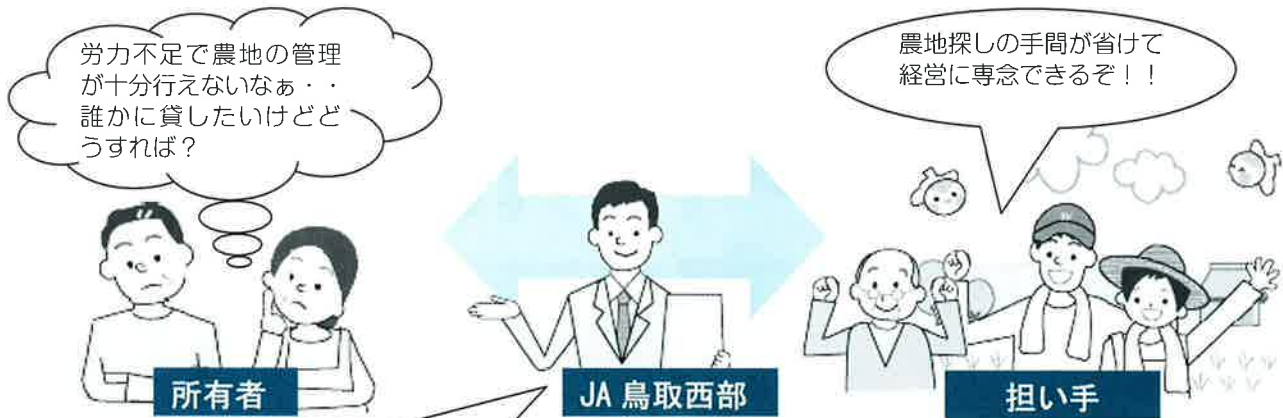


農地のことでお困りの皆様へ～農地利用集積円滑化事業～

農地の貸し借りを仲介する制度です



農地を有効に活用するために、農地利用集積円滑化団体である JA 鳥取西部が、農地の貸借を仲介します！

JA 鳥取西部（農地利用集積円滑化団体）の行う事業は次の3つになります。

①農地所有者代理事業

JA 鳥取西部が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の貸し付け等を行う事業
※貸し付け先が決まるまでの間は、所有者が管理する。

②農地売買等事業

JA 鳥取西部が、農地を借り受けて貸し付け等を行う事業
※（貸借のみ）

③研修等事業

農地売買等事業により保有する農地を活用して、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

◇本事業のメリット

1. 所有者は安心して農地を任せることができるようになります。
2. 担い手にとっては、多数の所有者と交渉する必要がなく、分散した農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能となります。
3. 貸した農地は、契約期間が終了すれば、離作料を払うことなく解約できます。

～まずはご相談ください～

JA鳥取西部 遊休農地対策担当 ☎0859-29-0121
大山町役場農林水産課 ☎0858-58-6116



＜戸別所得補償制度の規模拡大加算について（農地の受け手が対象）＞

平成23年度の戸別所得補償制度では、戸別所得補償制度加入者（受け手）が農地利用集積円滑化事業で農地を規模拡大した場合、規模拡大加算（2万円/10a）を受けることができるようになりました。

＜規模拡大加算の主な交付要件＞

- ・新規に利用権設定が行われたものであること。（H24.2月末までに農地利用集積計画の公告がされたもの。）
- ・存続期間が6年以上の農地利用集積計画に基づいて利用権設定が行われたものであること。
- ・面的集積（農業再生協議会※が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの）されていること。
- ・利用権設定に係る農地が農用区域内であることなど。

＜規模拡大加算交付要件の詳細についての問い合わせ先＞

上記相談窓口または、大山営農センター（☎0859-53-3521）、鳥取農政事務所地域課（☎0859-27-1721）まで。

※農業再生協議会・・・農業者戸別所得補償制度の実施主体として、戦略作物（米・麦・大豆等）の生産振興や、その作物を生産する担い手の育成、そして農地の問題を合わせて協議検討を行う組織。町、農協、農業委員会、担い手農家、土地改良区、農業公社、農地利用集積円滑化団体などで構成される